



年6回発行

nagoya発

2007.6月 No.20

くらしのほっと通信

平成18年度名古屋市消費生活センター相談実績

平成18年度の相談件数は16,881件で、平成17年度(19,668件)に比べて14.2%減少しました。これは架空請求の相談が大幅に減少したため、架空請求以外の相談は相変わらず増加。相談者の年代別では50代以上の増加が目立ちました。相談内容ではフリーローン・サラ金に関するもの、特に『多重債務』や『グレーゾーン金利』の相談が増えています。

石油温風機やガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒、シュレッダーによる指切断など相次ぎ製品事故がクローズアップされる中、製品事故に関する様々な相談も寄せられています。

ほら、こんなところに危険が潜む! 身近な製品事故トラブル

名古屋市消費生活センターに寄せられた相談の中から、是非、知っておいてほしい身近な製品事故トラブルを紹介します。

こんな相談がありました!

トラブル1 優雅に香りを楽しむつもりだったのに
アロマポットから**炎**が… カップ型ろうソクの液面燃焼

ポット内にカップ型のろうソクを灯して上皿のアロマオイルの香りを拡散させるタイプのアロマポットを購入し、今までに3回使用。掃除の際にそのアロマポットを移動させたら、アロマポットが置いてあった部分だけ、木製の机の表面が焦げていた。製品に問題があるのではないか。

テスト室で苦情品のアロマポットを確認したところ、ポット内側のススの付着状態やポット外側の燃焼跡などから、ろうソクの液面燃焼により激しく炎上したと推測されました。そこで、液面燃焼の実証テストをしてみました。その結果、稀ではあるものの、条件によってはカップ型ろうソクで液面燃焼が起きることが分かりました。目の届かない場所で使用していたために、液面燃焼に気づかず、机が焦げていたようです。

解説 カップ型ろうソクの液面燃焼とは?

ろうソクの液面燃焼とは、液体のろうが異常に熱せられることにより発生した蒸気に引火して、ろうの液面が炎上すること。

ろうソクは通常、炎の熱で溶けて液体になったろうが毛細管現象により芯に吸い上げられ、炎で高温になっている芯の先端から蒸発するため、炎は芯の先端のみで燃え続けます。しかし、アルミ製等の容器の小さなカップ型ろうソクの場合、ろうは点火後1~2時間で完全に溶け、時間の経過とともに量も減って温度が上がりやすい状態になります。このような状態の時に芯が傾いたりすることによって炎が大きくなると、ろうの温度が急激に上昇。カップ内で多量の蒸気が発生して、液面燃焼が起きる場合があります。

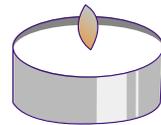
液面燃焼のテストの詳細はウェブサイトで紹介しています。 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/test/h18/01.htm>



正常な状態



液面燃焼が発生



消費生活相談

※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です

月~金曜日

くろーな い
052-222-9671
くろーな し
052-222-9674

架空請求
ホットダイヤル

土・日・夜間電話相談

052-222-9690

こんな相談がありました!

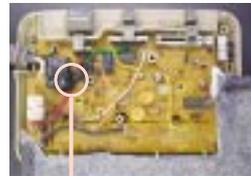
トラブル
2

火を使わないから安全だと思っていたのに
電気カーペットから発煙

電気カーペットを使用中にコントローラー部分から発煙し、プラスチックが焦げる臭いがした。慌ててコンセントを抜いて大事には至らなかったが不安だ。



テスト室で苦情品のコントローラー内部を確認したところ、電流を制御する部品(リレー)が焼損していました。テスト室からメーカーに原因の究明を依頼した結果、「温度を制御するために付いたり離れたりするリレーの接点の表面がかなり荒れていることから、何らかの原因でリレーが頻繁に作動を繰り返したために接点の表面が荒れて接触抵抗が高まり異常過熱したと推測される。ただし、コントローラーは難燃樹脂製のケースで覆われているため発火の恐れはない」との回答がありました。



コントローラー内部



焼損部分拡大



コントローラーのケース内側

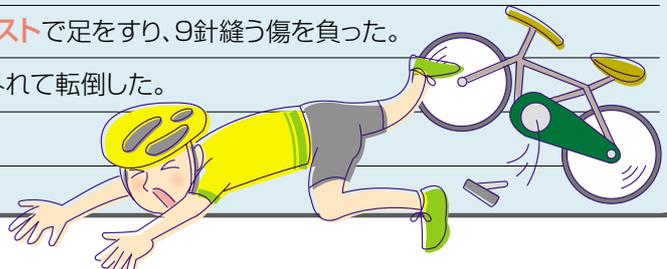
解説 難燃樹脂製でも安心はできない

難燃樹脂は燃えにくくはありますが、燃えない訳ではありません。内部で燃焼が続けば徐々に焦げて、カーペット等に延焼する危険もあります。

電気を使う製品は、何らかのトラブルによる発煙や発火は否めませんが、万一、発煙・発火したとしても、すぐに気づけば被害を最小にとどめることができます。その場を離れる時には、電源を切るようにしましょう。

まだまだあります! 身近な製品事故トラブル!

- ⚠️ ライトをつけっぱなしでうたた寝していた間に、ベッドに取り付けてあった**クリップ式のスポットライト**の可動式のアームが下がり、ライトの熱でベッドの木枠が焦げた。
- ⚠️ 就寝中、枕元に置いてあった**携帯電話の充電器**が頬に触れていたために、低温ヤケドした。
- ⚠️ **電気コード巻き取り器**にコードを巻いたままの状態でもた製品を常用していたら、コードが熱で溶けて、巻き取り器がのせてあった椅子にへばり付いていた。
- ⚠️ 装着していた使い捨ての**ソフトコンタクトレンズ**が、突然、2つに破れた。
- ⚠️ 生後10ヶ月の乳児がつかまり立ちをしようと**加湿器**の吹き出し口に手をかけてヤケドした。
- ⚠️ 小学生の息子の耳元で友達が**おもちゃのピストル**を発射し、息子の耳が一時的に難聴になった。
- ⚠️ **折りたたみ式のベビーカー**を開いた時に横に立っていた幼児の指がはさまり、指を切断した。
- ⚠️ **折りたたみ式の踏み台**を閉じるバネの跳ね返りが強く、勢いよく閉まりすぎて指を挟みそうだ。
- ⚠️ 湯を沸かしていた**やかん**を持ち上げようとしたら取手がとれて、こぼれた熱湯でヤケドした。
- ⚠️ **保温ポット**に熱湯を入れて蓋をしめたら、給湯ボタンを押していないのに湯が出てヤケドした。
- ⚠️ ラップに包んだ肉をレンジで加熱していたら、**レンジ**の庫内でラップが燃えはじめた。
- ⚠️ **風呂用ポンプ**で洗濯機に水を移していたら、洗濯機への接続部分が外れて風呂1杯分の水が漏れた。
- ⚠️ 介護保険でレンタルしていた**車椅子のフットレスト**で足をすり、9針縫う傷を負った。
- ⚠️ 走行中に**マウンテンバイク**の片方のペダルが外れて転倒した。
- ⚠️ **100円ライター**が乗用車内で爆発した。



身近な製品事故を防ぐ6つのポイント

1 安全だと思い込まない

事故につながる要因はあらゆる製品に潜んでいます。一見、安全そうなものでも過信は禁物。高機能で構造が複雑な最近の製品は、思わぬ事故が起きる場合があります。

2 取扱説明書を読む

取扱説明書には、使用上の「警告」や「注意」事項が絵記号とともに記載されています。必ず一読し、保管しておきましょう。



3 使用方法・使用目的を守る

製品事故の半数近くは誤使用が原因。メーカーは正しい使い方をすることを前提に製品を作っているため、間違った使い方や目的外の使用をすれば、当然、事故の危険性は高まります。

4 無理な使用は避ける

繰り返しの使用や年月の経過により製品は劣化します。何らかの異常を感じたら、すぐに使用を中止してメーカー等に相談しましょう。



5 まわりに気を配る

製品そのものに問題がなくても、設置場所や使用状況等によって子供やペットが事故に巻き込まれたり、可燃物に引火したりする場合があります。



6 事故情報を活かす

事故情報を知ることと同様の事故を防ぐことができます。事故情報に注意を払うとともに、事故にあった場合はメーカーや公的機関に連絡しましょう。

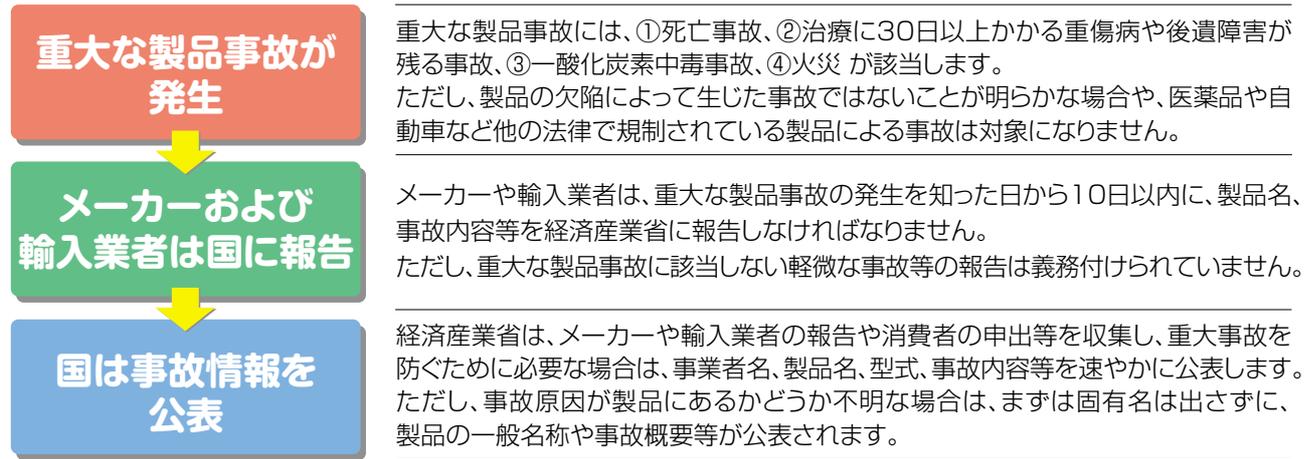
どこが変わったの?

改正 消費生活用製品安全法

本年5月14日より
新たな製品事故の再発防止策が
スタートしました

昭和48年に制定された「消費生活用製品安全法」は、消費生活用製品による一般消費者の生命や身体への危害防止を図ることを目的に、主に、乳幼児用ベッドや登山ロープなど特定製品の製造・販売を規制しています。特定製品以外の製品についても、従来、危害防止のためにメーカーや輸入業者に回収等を命じる緊急命令や事故情報収集の制度等が設けられていますが、事故の報告や公表に明確なルールがなく、再発防止の役目が十分に果たされていませんでした。そこで今回の改正では、事故情報を社会全体で共有して再発防止に活かすために、製品事故の報告・公表制度が新設されました。

◆製品事故の報告・公表の流れ



この制度を活かすには、私たち消費者がメーカーや公的機関に事故情報をしっかりと伝えることが大切です。製品事故かな…と思ったら、気軽に消費生活センターにご相談ください。事故の連絡は下記でも受け付けています。

nite 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (経済産業省 所管)

重大事故に限らず、幅広く、事故情報の収集および提供をしています。

情報提供

ウェブサイト <http://www.jiko.nite.go.jp/> で検索可能

事故 **ナイト** いいね

情報収集

フリーダイヤルFAX **0120-23-2529** で24時間受付 (事故連絡票はウェブサイトからダウンロードできます)



お知らせ



受講料
無料

夏休み親子消費者教室 受講者募集

| 開催日時 | 講座名 および 内容 | 定員 |
|------------------|--|-----|
| 7月26日(木) 午後1時~3時 | 講座1 「身近なジュースを調べてみよう」 ジュースを使った実験で食品添加物について学びます。 | 15組 |
| 7月31日(火) 午後1時~3時 | 講座2 「いろいろな大豆を使った豆腐作り」 豆腐作りを体験して加工食品について学びます。 | 15組 |
| 8月 2日(木) 午後1時~3時 | 講座3 「食品表示に強くなろう」 実験とお買い物ゲームで食品表示について学びます。 | 10組 |

開催場所 名古屋市消費生活センター 消費者開放試験室(伏見ライフプラザ10階)

対象 小学4~6年生とその保護者

申込方法 7月12日(木)午前9時より受付開始(先着順で受け付けます)
名古屋市消費生活センター ☎222-9679 まで
電話でお申し込みください。



▶ 昨年の様子

くらしの情報プラザから

図書、ビデオ、DVDをご利用ください!

消費生活センターの附属施設ならではの品揃え
館内閲覧、無料貸出可能



くらしの情報プラザでは、消費者問題、消費者関連法、消費者教育など消費生活関連の図書をはじめ、国民生活センター発行の「国民生活」「たしかな目」などの専門雑誌、悪質商法被害予防や消費者教育に役立つビデオ・DVDを各種、取り揃えています。

利用時間 午前9時から午後5時まで(日曜・祝日・年末年始は休み)

貸出期間 10日間、図書3冊まで、ビデオ・DVD3本まで

◆ 市外にお住まいの方も利用できます。 ◆ 貸出カード作成の際に、身分証明書の提示をお願いします。

新着ビデオ



ヨネスケの
利殖商法に突撃されない法
~トラブルへの対処と心得~

【製作】東京都消費生活総合センター
(中高年向け/22分 字幕入り)

ヨネスケがエビの海外養殖の投資話と原油(海外先物取引)の売買の利殖商法でだまされた2人の家を訪問し、利殖商法の対処法とその心得を伝授。

投資話にのせられ
やすい人、必見!

新着ビデオ



悪質商法ネタばらし
~若者を狙うだましの手口~

【製作】東京都消費生活総合センター

(若者向け/30分 字幕入り) ★DVDも有ります

マギー審司が、10代、20代の若者が被害に遭いやすい4つの悪質商法の手口を、マジックを交え披露。「架空・不当請求」、「アポイントメントセールス」、「キャッチセールス」、「マルチ商法」の対処法と、「クーリングオフ制度」を解説。

学校教材に
おすすめ!

◆ 図書・ビデオ・DVD等に関するお問い合わせは、くらしの情報プラザ ☎222-9677 まで。 ◆

利用のご案内

消費生活相談

受付時間 月~金曜日 9:00~16:15
(祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9671
架空請求ホットダイヤル
TEL 052-222-9674

受付時間 土・日曜日 9:00~16:15
(祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9690
※土・日曜日は電話相談のみで、
来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月~土曜日 9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9677

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

●本誌内容の無断転載と利用をお断り致します。

●このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙/バブル配合率100% 白化度80%)

名古屋城本丸御殿復元プロジェクト



交通のご案内

- 地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
- 地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m